

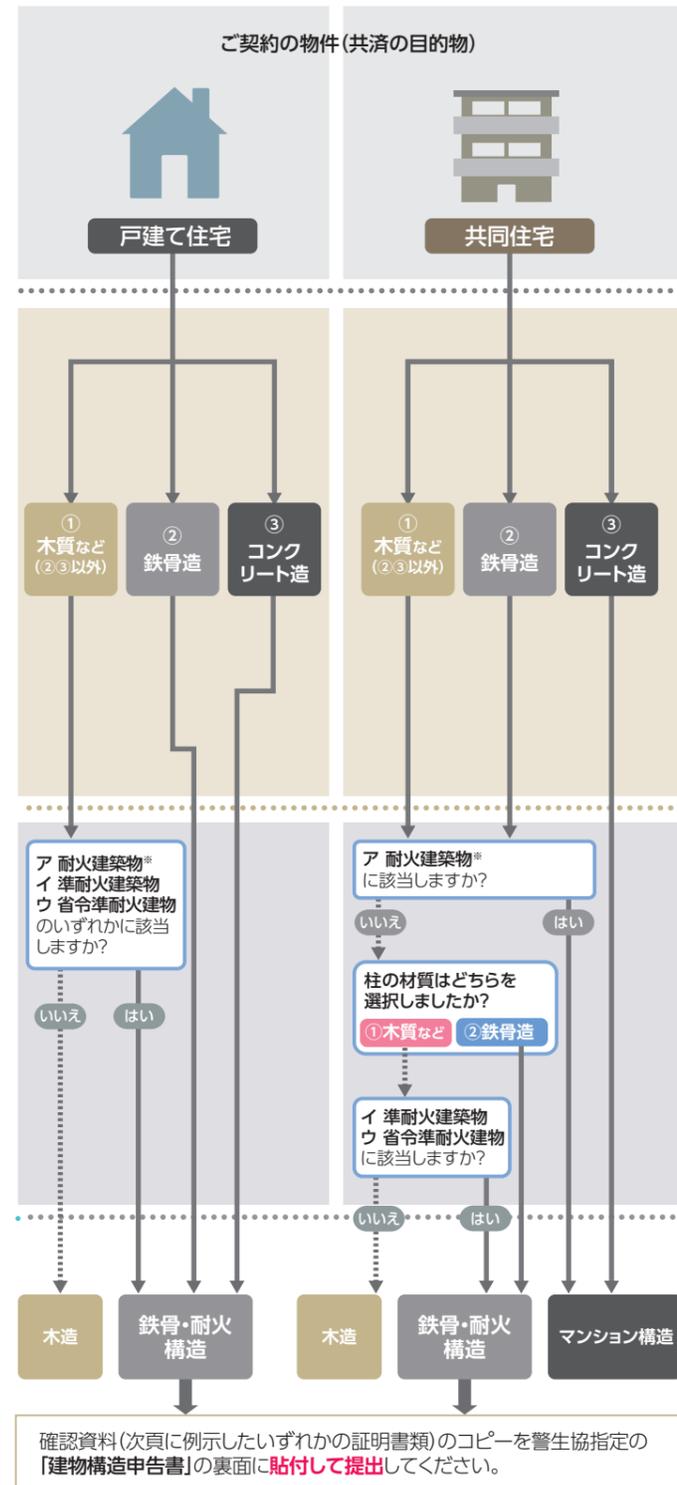
建物の構造確認について

建物構造が鉄骨・耐火構造に該当する場合は、速やかに警生協支部担当者までご連絡ください。「建物構造申告書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、確認資料(証明書類)のコピーを貼付してください。

建物の構造確認について

建物を契約される方は、その構造によって払い込んでいただく共済掛金が異なりますので契約する建物の構造を、以下の手順でご確認ください。

●建物の構造の確認フロー



STEP 1 | 建物の形態の確認

建物が「戸建て住宅」か「共同住宅」かをご確認ください。

戸建て住宅とは、
共同住宅以外の住宅

共同住宅とは、
1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室(1世帯の生活単位として仕切られた区分登記されているもの。)が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるもの

STEP 2 | 柱の材質の確認

柱の材質を「課税明細書(固定資産税・都市計画税)」などで、ご確認ください。

- 木質などとは、
②③以外の材質の柱で組み立てた建物。柱がない枠組壁工法建物(2x4建物)を含む。
- 鉄骨造とは、
全ての柱(付け柱、飾り柱除く。)を鉄骨(CFTを含む。)又は鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をプレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。
- コンクリート造とは、
全ての柱(付け柱、飾り柱除く。)をコンクリートで造った建物。鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造・れんが造・石造もコンクリート造

STEP 3 | 耐火基準の確認

柱の材質が「木質など」であっても建物が耐火基準を満たし、鉄骨・耐火構造と判定できる場合があります。「建築確認申請書」などに以下のアイウの名称の記載がないか、ご確認ください。

耐火基準を満たしている建物には以下のものがあります。
ア 耐火建築物 (建築基準法第2条第9号の2)
イ 準耐火建築物 (建築基準法第2条第9号の3)
ウ 省令準耐火建物
 ※ 昭和35年以降に建築された地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である場合は、耐火建築物に該当します。

判定結果 | 建物の構造区分

契約申込書の「建物契約」欄の「建物の構造」に該当するものに○をつけてください。

判定結果が、**鉄骨・耐火構造** に該当する場合、確認資料(証明書類)のコピーを警生協指定の「建物構造申告書」の裏面に貼付して提出してください。

各ステップの解説

建物の形態は、建物内部で行き来のできる二世帯住宅は、戸建て住宅。区分登記されている建物内部で行き来のできない二世帯住宅は、共同住宅となります。

戸建て住宅



●共同住宅以外の住宅



●建物内部で行き来のできる二世帯住宅

共同住宅



●マンション等の共同住宅



●建物内部で行き来のできない二世帯住宅

柱の材質は、課税明細書(固定資産税・都市計画税)などの確認資料(証明書類)の構造欄に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの名称で記載がありますのでご確認ください。

【材質の確認資料(証明書類)】

- 課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄
- 建築確認申請書:第四面【4. 構造】欄
(建築基準法第6条第1、2号に基づくもの。以下同じ)
- 検査済証(中間検査合格証)
- 登記事項証明書
- 重要事項説明書
- 土地建物売買契約書

いずれかの書類(コピー)を提出してください。

構造(略称)		
木質など	鉄骨造	コンクリート造
・木造 ・木骨石造 ・木骨れんが造	・鉄骨造(S) ・軽量鉄骨造(LGS)	・コンクリートブロック造(CB) ・鉄筋コンクリート造(RC) ・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) ・れんが造(レンガ) ・石造(レンガ)

()内の(S)(SRC)(レンガ)などの略称で記載されている場合もあります。

課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄

令和3年度固定資産税・都市計画税課税明細書
本年度課税された、1月1日現在あなたが所有している固定資産(土地・家屋)の明細をお知らせします。

土地の所在	登記簿目録	登記簿	現況地目	現況地積	課税地目	課税地積	固定資産税(相当)	都市計画税(相当)
番町三丁目000番地00	10000	000-0-00	平	9年	鉄骨造	3		0

建築確認申請書第四面【4. 構造】

【4. 構造】	鉄骨造	一部	造
---------	-----	----	---

⚠️「木造一部鉄骨造」のように複数の材質が表記されている場合は、耐火性能の低い材質での判定となります。

耐火基準は、家を購入(新築)した際の一件書類の中にある建築確認申請書などの確認資料(証明書類)に記載されていますのでご確認ください。赤枠内のいずれかの項目にチェック等があれば、鉄骨・耐火構造となります。

【耐火建築物、準耐火建築物の確認資料(証明書類)】

- 建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄
- 他保険(共済)が発行した証書等
- 【省令準耐火建物の確認資料(証明書類)】
- 独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の特約火災保険の証券、ご契約カード、領収書等
- 建築確認申請書
- 設計仕様書
- 設計図書

いずれかの書類(コピー)を提出してください。

建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄

【5. 耐火建築物】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ-1)	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ-2)	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ-1)
	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ-2)	<input type="checkbox"/> 耐火構造建築物	<input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物	

確認資料(証明書類)がない場合

耐火基準に関する確認資料(証明書類)が見つからない場合は、警生協指定の「建物構造申告書」の下半分にある「建物構造証明書欄」に施工者、ハウスメーカー等から耐火基準に合致した建物であることの証明を受け、提出してください。



ご注意

上記の確認資料(証明書類)が揃わない場合は、「新火災共済契約変更等申込書」の(2)建物契約「建物の構造」欄の「1木造」に○をつけて提出し、確認資料(証明書類)が揃い次第、ご連絡ください。
 なお、建物構造の違いによる共済掛金変更が生じた場合は、遡って*共済掛金の差額を返還又は請求します。

* 返還の場合は最長3年、請求の場合は直近の共済契約締結時(最長1年)。ただし、共済事故が生じたときに構造が異なることが判明した場合は、共済事故が生じた日の属する共済年度まで遡ります。